

一 労働者保護法の不完全なること

労働者保護に關する法制も思想も我國は非常に遅れてゐるのである。鑛業法や工場法はあつても言語道斷な粗末のものである。數十年前から外國に行はれ居る諸種の労働保險、最低賃銀法、公立職業紹介所、産業裁判所、労働争議仲裁法といふが如きものは業にし度くも無いのである。實に労働者を捨て、顧みざること  
は甚だしいと謂はねばならぬ。

二 結社の自由の不完全なること

帝國憲法は明白に日本國民が結社の自由を有することを規定してゐるのであるが、我が労働者には充分なる結社の自由が與へられてゐない。外國に在るが如き労働組合法の皆無なるのみか種々の理由を付して結社を妨げてゐるのであつて、我國に於て在來、堅實なる労働團體の成立してゐないのは無理からぬことである。

三 治安警察法の存在

労働者保護の法制の存せざるのみか更に治安警察法といふ恐しき法律が存する此法律は歐米に認めらるゝ同盟罷業權を奪ふたものである。同盟罷業は犯罪ではない。暴動ではない、労働者の權利の主張である。若し暴動的の同盟罷業（此種の同盟罷業は吾人の排斥する所である）を禁止するならば是に關する法律を別に作ればいゝのだ。善惡を同視し一概に之を禁ずるは無能なる立法と謂はねばならぬ。かゝる法律を存置しておいて労働者に合理的の進歩をせよといふのは實に無理である。

四 選舉權なきこと

我國は普通選舉を行つて居らない。労働者は國會議員の選出に對し何等の投票權を持つて居ない。我國の議會は金持の議會、資本家の議會である。労働者は訴ふるに處無く自己の權利を伸張せんと欲するも到底不能の次第である。此事實が直接行動といふ思想を發生するは當然の經路である。吾人は一日も早く普通選舉